

収益・費用の認識の時期について

1. 事後清算により交付された排出枠、事前交付における余剰となった排出枠について、利益を計上する時期

(1) 実績確定時に排出枠及び受贈益を計上

甲案：最終年度（当該企業が目標を設定してスキームに参加する最終年度。最長 2012 年度。以下同様。）の実績確定時（又は償却時）¹

（最終年度まで、トータルでプラスになるかマイナスになるかわからないため）

乙案：各年度の実績確定時（又は償却時）

（目標は年度単位で設定されることから、余剰分は当該年度ごとに考える。単年度のみでスキームに参加する企業とも整合的である）

(2) 実績確定時に排出枠及び受贈益を計上しない

（試行的実施であること、売却先が見つからない可能性があることを考慮）

丙案：最終年度の目標達成が確認された時点以後、売却したときに利益を計上する。

丁案：各年度の目標達成が確認された時点以後、売却したときに利益を計上する。

専門委員会では、会計理論的には乙案が自然であるという意見もあったが、以下の理由により丙案を支持する意見が多かった。

- ・ 排出枠が余った場合の 2013 年以降の取扱い（後継のスキームに引き継がれるのか、政府が買い取るのか、無価値になるのか）が明確でない中で、目標を達成したからといって毎年収益を計上していくことには違和感がある（一旦収益を計上しながら、以降の年度で減損となってしまう可能性がある）。
- ・ 自主行動計画参加企業の多くは、各年毎の削減量よりも、5 年間（2008～2012 年度）通算でいかに目標達成するかを重視している。
- ・ 各目標年度の目標未達が確定した時点で費用を計上しないのであれば（下記 3 参照）、利益の計上も最終年度まで待つべきである。

¹ 目標年度（4 月～3 月）終了後、8 月までに排出量算定書を政府に提出し、10 月中旬に実績が確定する。事後清算の場合は、目標超過達成ならば、その時点で差分に相当する排出枠が交付される。目標未達ならば未達分に相当する排出枠又はクレジットを償却期限（11 月末日～12 月中旬）までに償却する。事前交付の場合は、償却期限までに実績排出量に相当する排出枠又はクレジットを償却する。

2. 事前交付された排出枠を売却した場合に計上した「仮受金」を利益に振り替える時期²

a案：1が甲案又は丙案の場合-最終年度の実績確定時（又は償却時）

b案：1が乙案又は丁案の場合-各年度の実績確定時（又は償却時）

c案：1が乙案又は丁案の場合-売却時に「仮受金」とせずに売却益を計上する
（期中に売却するということは、通常は目標達成が確実と見込まれる場合に行われ
ると考えられるため）

※ a案、b案の場合、「ただし、排出削減目標を達成することが確実と見込まれる場
合には、目標達成の確認前に利益として計上することができる」とするか？

専門委員会では、「確実と見込まれる場
合」の解釈にばらつきが生じることへの
懸念を指摘する意見があった。

3. 目標未達の場合、費用を計上する時期

「試行排出量取引スキーム」においては、目標未達の場合でも、排出枠のBORROWING（次年度以降の排出枠を前借すること）が可能であり、最終年度以前は不足分を購入して償却する必要はないこと³、排出削減は法的な義務ではなく、最終年度の償却期限までに不足分の償却を行わない場合でもペナルティーは現在のところ定められていないことから、以下の取扱いとしてはどうか。

（実務対応報告第15号における排出クレジットの費用計上の取扱いに合わせる）

[実務対応報告第15号 4(1)第3段落]

（現行）

資産として計上された排出クレジットは、自社の排出量削減に充てられたときに、これを費用（原則として、「販売費及び一般管理費」とすることが考えられる。）として計上する。具体的には、排出クレジットを国別登録簿（割当量口座簿）の政府保有口座へ償却を目的として移転した時点において費用とする。また、実際に政府保有口座に移転していなくとも移転することが確実と見込まれる場合や、第三者へ

² 応用問題として、以下が考えられる。

A 「仮受金」を計上していたが目標未達となり、費用が発生する場合の取扱い：費用計上時に取り崩す。

B 「仮受金」を利益に計上する前に別の排出枠を購入した場合の取扱い：事前交付された排出枠をオフバランスとする場合、購入分と簿価通算は行わず、購入した排出枠がある場合には、まず、その分の売却が行われたものとみなし、「仮受金」は取り崩さずに、購入した排出枠は資産計上する。

³ 次年度も事前交付を選択した場合には、4月1日には次年度分の排出枠が交付されており、11月～12月の償却には次年度分の排出枠も使用できることから、BORROWINGの手続きを行わなくても通常は償却する排出枠が不足することはないと考えられる。

売却する可能性がないと見込まれる場合にも費用とすることが適当である。

(試行排出量取引スキームにおける取扱いについて)

文末に以下の脚注を挿入してはどうか。

試行排出量取引スキームにおいて排出枠が不足する場合であっても、排出枠のBORROWING（次年度以降の排出枠を前借すること）が可能であること、最終的な償却期限までに不足分の償却を行わない場合の排出量削減義務が法的に課されているわけではないことから、費用の計上は、各目標年度の目標未達が確定した時点や不足する排出枠をBORROWINGにより償却した時点ではなく、資産計上された排出枠又は排出クレジットを償却した時点で行う。また、不足分の排出枠又は排出クレジットを他者から購入した上で償却することが確実と見込まれる場合には、費用の計上を行うことが適当である。

専門委員会では、「確実と見込まれる場合」の解釈にばらつきが生じることへの懸念を指摘する意見があった。

以 上